

令和 8 年 8 月 5 日宣告 秋田地方裁判所刑事部判決

令和 8 年（わ）第 3 8 号 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、公契約関係競売入札妨害被告事件

主 文

被告人を懲役 1 年 6 月に処する。

この裁判が確定した日から 3 年間、その刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 6 日までの間、潟上市建設部都市建設課長として同市が発注する公園等の維持管理に係る工事の起工等の職務に従事していたものであるが、同市が令和 7 年 3 月 2 5 日に入札を執行した「A公園多目的広場夜間照明灯改修工事」の条件付き一般競争入札に関して、株式会社B代表取締役であるCらと共謀の上、前記職務に従事する者として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、同月 1 2 日、同市内又はその周辺において、前記Cに、電話で、同入札に関する秘密事項である設計金額を基に算定した最低制限価格（1 億 2 4 8 9 万 2 0 0 0 円）を教示し、よって、同月 2 4 日、前記Bに、電子入札システムにより、前記最低制限価格に近接した 1 億 2 4 9 0 万円で入札させて同月 2 5 日これを落札させ、もって、入札等に関する秘密を教示することにより入札等の公正を害すべき行為を行ったとともに、偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。

（量刑の事情）

本件は、潟上市建設部都市建設課長の立場で公共工事等に関する職務に従事していた被告人が、同市の執行に係る工事の一般競争入札に際し、秘密事項である最低制限価格を工事業者の代表者に伝達して、当該業者にこれを落札させた事案である。

今般の工事は 1 億円以上の費用を要する大規模なもので、入札の公正が特に強く

要請されていたというべきであるが、被告人は、業者側との電話で直接秘密事項を漏示しており、公務員としての職務に著しく反したといわざるを得ない。その結果、前記業者は最低制限価格に極めて近い金額で工事を落札して、競合相手を出し抜く格好となったのであるから、現に入札制度の公正が害されたことも明らかといえる。

なお、被告人は前記業者の代表者から本件を依頼され、逡巡の末に応じたという経緯があり、それによる対価を得た又は得ようとしていたことも証拠上窺えないが、被告人に幹部職員として部下を指揮監督しながら適正に建設行政を遂行する責任があったことからすると、この点を大きく斟酌することは困難である。また、財産的損害の有無は本罪の趣旨と関係がなく、これに関する弁護人の主張も採用できない。

以上によれば、本件は、いわゆる官製談合の中で悪質性が低い事案とはいえない。

他方、被告人が公訴事実を認め、本件以前における前記業者との関係等有利とはいえない事情についても説明するなど反省の態度を示したことは量刑上考慮できる。ここに、上述した本件の契機や犯情、被告人に前科がなく、懲戒処分等の不利益に直面していること、妻が今後の支援を約束したこと等も併せて勘案すると、今回は罰金刑の併科を避けた上、懲役刑の執行を一定期間猶予することが相当と判断した。

(求刑 ー 懲役1年6月)

令和8年8月5日

秋田地方裁判所刑事部

裁 判 官 岡 田 龍太郎